

著作物等のライセンス契約に係る制度 の在り方の検討について

文化庁長官官房著作権課
平成30年6月20日

現在の状況

平成29年度の著作権分科会法制・基本問題小委員会において、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入や独占的ライセンサーへの差止請求権の付与等の著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うべきとの議論があった

このような議論を踏まえ、平成29年度、文化庁委託事業として、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」を実施した
(受託者：一般財団法人ソフトウェア情報センター (SOFTIC))

この調査研究の結果は、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成30年3月)という形で取りまとめられ、文化庁ウェブサイトに公表されている

・報告書本文

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_04.pdf

・報告書資料編

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_03.pdf

調査研究の概要

調査研究においては、以下の2つの制度の導入に関する検討を行った

- 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度
- 独占的ライセンサーへの差止請求権を付与する制度

上記2つの制度に関して、社会におけるライセンス契約の実態、制度が存在しないことにより問題が生じた事例の有無、独占的ライセンスの対象となっている著作権等の侵害への現在の対応状況、制度導入による著作物等の利用環境への影響の有無等を把握するために、**事業者団体等に対するアンケート調査・ヒアリング調査を実施**

有識者からなる検討委員会を設置し、上記2つの制度に関し、**民法法理との整合性、特許法等の知的財産権法との整合性**その他の調査研究の目的を達成するために必要な**法的分析や諸外国における類似制度の調査等**を行った



上記の調査の結果を踏まえて、検討委員会において、**上記2つの制度の導入について検討を行う必要性の有無や制度の導入に当たって検討が必要な論点についての整理**を行った

アンケート調査の概要

著作物等の利用を行う事業者に対し、アンケート調査を実施

・期間

平成30年1月12日～同年2月9日

・方法

ウェブアンケート（インターネット上にアンケート調査システムを構築し、回答者は指定されたURLにウェブブラウザを用いてアクセスして回答）

・対象者

音楽、出版、映像、ゲーム、キャラクタービジネス、エレクトロニクス、IT、ソフトウェア、放送、IT関係の以下の事業者団体の会員事業者を対象とした（各団体事務局を通じて会員事業者に対してアンケートへの協力を依頼。）

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会、一般社団法人音楽電子事業協会、一般社団法人オンラインゲーム協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、協同組合日本映画製作者協会、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本商品化権協会、一般社団法人日本情報システムユーザー協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本知的財産協会、一般社団法人日本動画協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

・回答

88の事業者から回答があった

ヒアリング調査の概要

音楽、文芸、美術、写真、出版、実演、レコード、放送、エレクトロニクス、IT、ソフトウェア等の関係事業者及び事業者団体、著作権等管理事業者、有識者、法改正要望団体、行政機関に対して、面談でのヒアリング調査を実施

事業者・事業者団体

IT関係事業者3社、特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会、一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人日本音楽出版社協会、公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会、一般社団法人日本雑誌協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本知的財産協会、一般社団法人日本美術家連盟（兼・著作権等管理事業者）、公益社団法人日本文藝家協会（兼・著作権等管理事業者）、公益社団法人日本漫画家協会、一般社団法人日本レコード協会（兼・著作権等管理事業者）、放送事業者3社、放送事業者関連会社2社、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

著作権等管理事業者

一般社団法人出版物貸与権管理センター、一般社団法人日本音楽著作権協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、公益社団法人日本複製権センター

有識者

福井健策弁護士（骨董通り法律事務所）

法改正要望団体

東京都行政書士会、日本弁理士会

行政機関

東京税関

検討委員会の構成は以下のとおりである

委員長

小川 憲久 弁護士（紀尾井坂テーマス綜合法律事務所）

委員

石新 智規 弁護士（西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業）

井奈波 朋子 弁護士（龍村法律事務所）

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部准教授

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

水津 太郎 慶應義塾大学法学部教授

曾野 裕夫 北海道大学大学院法学研究科教授

龍村 全 弁護士（龍村法律事務所）

松尾 剛行 弁護士（桃尾・松尾・難波律事務所）

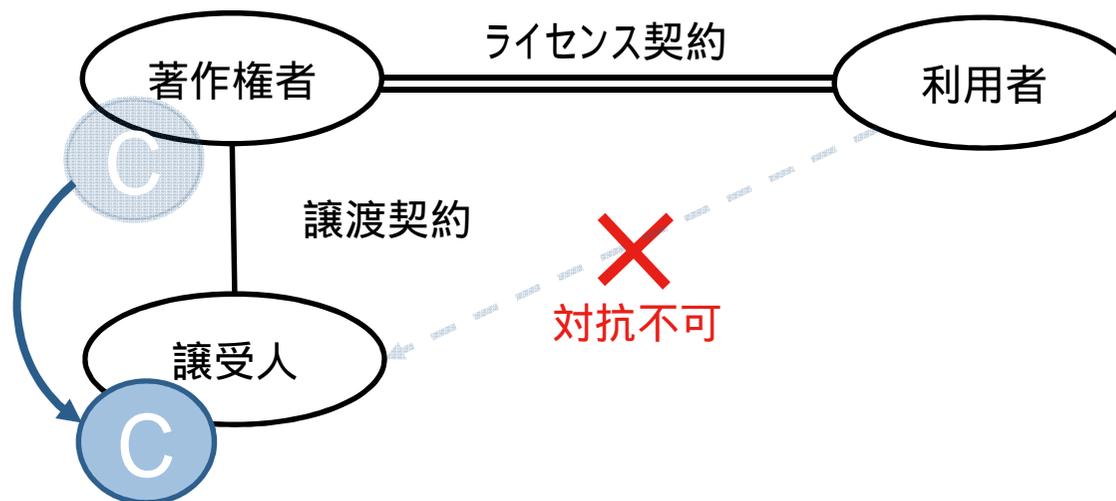
松田 俊治 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

横山 久芳 学習院大学法学部教授

利用許諾に係る権利の対抗制度について

問題の所在

著作物の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人（第三者）に対し、当該利用許諾に係る権利を対抗する手段がない



著作権者（ライセンサー）が破産・倒産した場合、破産手続等の開始時に利用許諾契約が双方未履行の場合には、利用許諾契約に係る権利について対抗要件を備える手段がないため、破産管財人等から契約を解除されるおそれがある

利用許諾に係る権利の対抗制度が設けられていないため、利用者はライセンス契約に基づく利用を行う地位を確保することができず、安心してライセンス契約に基づくビジネスを行うことができる環境にないのではないか

対抗制度導入の検討の必要性について

現在の状況

現在、ライセンス契約の継続中に、ライセンサーが第三者に著作権等を譲渡する事案やライセンサーが破産する事案が一定程度存在している

- ・ ライセンス契約の継続中にライセンサーが第三者に著作権等を譲渡した経験を有するライセンシーが30.5%
- ・ ライセンス契約の継続中にライセンサーが破産した経験を有するライセンシーが23.6%

もっとも、譲受人から引き続き許諾を受けられる場合、破産管財人等から著作権等の譲渡を受ける場合など利用が継続できる場合は多い

- ・ 著作権が譲渡された場合において、ライセンサーの地位がすべて引き継がれて従前通りライセンス契約が更新されたとの回答をした者が69.4%
- ・ ライセンサー破産の場合において、破産管財人との交渉により著作権の譲渡を受けて利用を継続したとの回答が45.8%、破産管財人が著作権を売却した先との交渉によって利用権限を得たとの回答をした者が25.0%
- ・ ヒアリングにおいても、著作権の譲渡がなされた事例や著作権者等が破産した事例において多くの場合は利用が継続できているといった意見が多く見られた

一方で、譲受人から許諾が受けられずに利用が継続できなかった事例、譲受人から許諾を受けるために追加の支払いを求められた事例も存在

- ・ 著作権が譲渡された場合において利用は継続できたが新たな義務を課されたとの回答が25.8%、利用ができなくなったとの回答が4.8%
- ・ ライセンサー破産の場合において、破産管財人によりライセンス契約が解除されて事業を取りやめたとの回答をした者が16.7%、破産管財人により著作権が第三者に売却されたため事業を取りやめたとの回答をした者が6.3%
- ・ ヒアリングにおいても、譲受人から許諾を受けるために追加のライセンス料の支払いを求められた事例が複数確認された

対抗制度導入の検討の必要性について

実務上の対応

(ライセンスの代わりに) 著作権の一部譲渡を受けることは、権利者の抵抗感から難しい場合もあるし、どこまで権利の細分化が認められるか等について不明確な部分がある

ライセンス契約に譲渡禁止条項を盛り込む等の契約における対応が行われているが、第三者に対する法的拘束力がないため、利用の継続の確保にはつながらない

関係者の意見

ライセンサーからは、ライセンス契約に基づくビジネスにリスクを感じていることなどを理由として、対抗制度の導入を求める意見が多かった。また、昨今の情報通信技術の急速な発展やビジネスに関わる事業者の多様化により、今後対抗制度が存在しないことにより利用の継続に支障が生じる場面は急速に増え得るとの指摘もあった

著作権者(ライセンサー)の立場からはデメリットが生じるとの意見は特に見られず、むしろ著作権者の意に反して著作権譲渡を迫られる状況を変えられる可能性があるとの指摘があった

著作権等の譲渡等があった場合にライセンサーが著作物の利用を継続できる地位の確保については課題があり、**譲受人の取引の安全も考慮しつつ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討がされるべきであると考えられる**

対抗制度導入に関する論点についての整理

利用許諾に係る権利の対抗制度の導入に関する以下の論点について整理を行った

対抗制度の導入の許容性

- ・ 譲受人に与える不利益の程度
- ・ 著作権等管理事業への影響
- ・ 他の知的財産権法との関係
- ・ 出版権制度への影響

対抗要件

- ・ 当然対抗制度、悪意者対抗制度、事業実施対抗制度、登録対抗制度のメリット・デメリット等

契約の承継

- ・ 契約の承継の問題（利用許諾に係る権利の対抗に伴い、ライセンス契約が承継されるか）に関する民法法理の考え方等

独占的ライセンスの保護

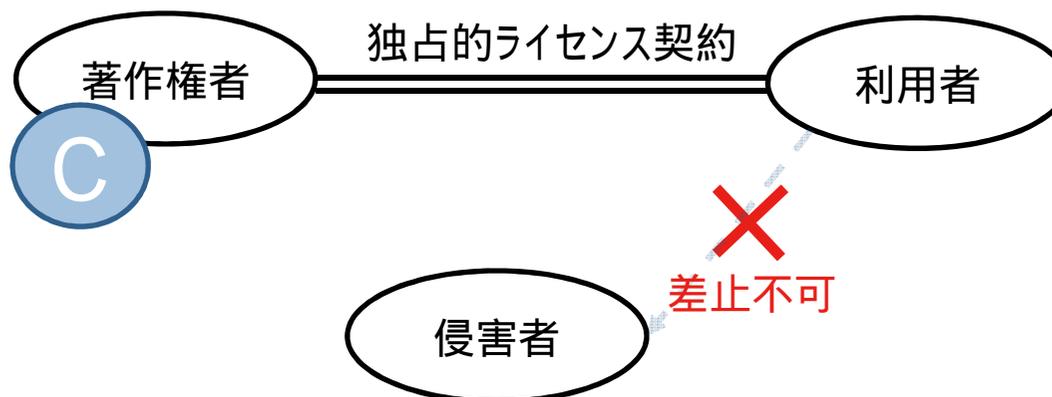
- ・ 利用許諾に係る権利の対抗制度とは別に、独占的ライセンスを保護する制度を導入することの民法法理との整合性や当該制度導入による譲受人に与える不利益の程度等

調査研究における整理を踏まえ、民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の著作権制度に与える影響等を考慮しつつ、利用許諾に係る権利の対抗制度の在り方を検討する必要がある

独占的ライセンサーへの差止請求権の付与について

問題の所在

現行著作権法上、産業財産権における専用実施権・専用使用権のような物権的な利用権が出版権以外には存在せず、また、利用許諾を受けた利用者（ライセンサー）には差止請求権が付与されていない



そのため、独占的な利用に対する期待を有している独占的ライセンサーであっても、無断で著作物を利用している侵害者に対して差止請求をすることができず、原則として著作権者から差止請求をしてもらわなければならない

独占的ライセンサーには差止請求権が与えられていないため、独占的ライセンサー自ら侵害行為を排除することが困難な状況にあり、独占的ライセンサーの独占的な利用に対する期待に対する保護が十分ではないのではないか

差止請求権付与の検討の必要性について

現在の状況

独占的ライセンサー自ら差止請求をすることができず、著作権者に対して協力を要請する必要があるという現在の制度では、以下のとおり、十分に実効的な海賊版対策に取り組むのが難しい状況がある

数え切れないほどに存在する著作権侵害に対して対応する際に、逐一独占的ライセンサーが著作権者に対して協力を要請することは困難であること

著作権者であることの証明の際に、ISPや侵害者から、著作権者の実名や住所等の個人情報やその証明書類等を渡すことを求められる場合があり、著作権者・独占的ライセンサーの双方がそれを避けたいと考えていること

差止請求を行ったり訴えを提起したりすることによるレピュテーションリスクをおそれて侵害排除への協力を忌避する著作権者も存在すること

税関の水際差止めの申立てに関しても、著作権者の住所や氏名が輸入者に開示されること編の抵抗感や差止申立てに係るコストを著作権者に負担させることを避ける等の理由から、不本意にも差止申立てを断念することに繋がりがねない状況があること

差止請求権付与の検討の必要性について

実務上の対応

独占的ライセンサー自らの名義で警告状等を送付しても、効果があるかはISPや侵害者等によるところが多く、十分に効果が上がらない

- ・ 侵害排除の対応を行ったものの、侵害行為を停止することが出来なかった経験を有するライセンサーが72.5%

(ライセンスに代わる) 著作権の一部譲渡の問題については前述のとおり

債権者代位権の行使が認められるような内容のライセンス契約(裁判例上ライセンサーが侵害排除義務を負うことが必要)は必ずしも広く締結されていない

- ・ 侵害排除義務を課していないとの回答がライセンサーで55.4%、ライセンサーで57.3%

関係者の意見

ライセンサーからは独占的ライセンサーへの差止請求権付与に肯定的な意見が多かった

ライセンサーからも侵害対策の手段が増えることは望ましいなどの理由から差止請求権付与に肯定的な意見が多かった一方で、自身の承諾なく差止請求権の行使がされることについての懸念も示された

独占的ライセンサーが期待する独占状態の実現に関しては課題があり、**独占的ライセンサーの権利の性質や著作権者に与える影響も考慮しつつ、独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の導入について検討がされるべきであると考えられる**

差止請求権付与に関する論点についての整理

独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の導入に関する以下の論点について整理を行った

民法法理との関係

- ・債権である独占的ライセンサーの権利に基づいて、差止請求を認めることの民法法理との整合性について、不動産賃借権に基づく妨害排除請求に関する正当化根拠の応用の可否及び正当化根拠と差止請求権行使の要件との関係等

準物権的な権利の創設という選択肢について

- ・特許法における専用実施権のような準物権的な権利を創設することの可否や検討に当たっての留意事項等

著作権者の意思との関係

- ・差止請求権行使に当たって、著作権者の同意を要件とするなど著作権者の意思への配慮を要するか

調査研究における整理を踏まえ、民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を損なわないような独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の在り方を検討する必要がある

今後の検討の進め方について

今後の検討の進め方（案）

調査研究において、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンスに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示された

調査研究の結果を踏まえると、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンスに差止請求権を付与する制度の導入を含めた著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について、本小委員会としても検討を行うことが必要ではないか

調査研究において制度導入に関する論点について一定の整理がなされたが、いずれの制度についても、民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響等に配慮した制度設計の在り方については更なる検討が必要であるところ、その検討については、専門的・集中的に検討を行うことが望ましいと考えられる



本小委員会の下に、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について専門的・集中的な検討を行うワーキングチームを設置し、検討を進めることとしてはどうか